

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	9-1
処分の種類	食品、添加物、器具若しくは容器包装の廃棄命令等(第54条)			
根拠法令条例等・条項	食品衛生法第54条			
処分の概要	食品関係業者が有害な物質が含まれた食品等を販売した等の違反を行った場合、廃棄等の必要な措置を命じる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	食品衛生法第54条に基づく行政処分は、原則として別表の行政処分の基準の違反内容に応じた各欄に記載した処分によるものとする。			
基準の制定根拠	「食品衛生関係行政処分等事務処理要領」(平成18年3月24日付け17食環第563号 衛生部長通知)			